

諮問番号：諮問第 90 号

答申番号：答申第 90 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおり。

- (1) 本件処分は、厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第 25 条と法に違反する違憲、違法な処分である。
- (2) 本件処分は、平成 25 年 8 月から続けられてきた政府の生活保護費削減政策を前提に実行された保護基準改定に基づくものであり、憲法第 25 条と法第 3 条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」に明確に違反する処分である。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）の設定や改定は、法第 8 条第 1 項によって厚生労働大臣に委任されているが、厚生労働大臣の自由で広範な裁量に委ねられているわけではなく、その委任の範囲を逸脱してはならず、裁量については生存権並びに法第 3 条及び第 8 条の規定により条件づけられた範囲に限定されている。厚生労働大臣が平成 30 年 9 月 4 日付けで行った保護基準の改定は、厚生労働大臣の裁量を逸脱しており、法第 1 条、第 3 条並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項に違反する告示に基づいて行われた本件処分は、法第 56 条の正当な理由がないと言わざるを得ない。
- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるので、書面による通知及び当該書面の通

知による理由の通知が必要であり、また、不利益処分であるので、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても名宛人である審査請求人に対する理由の提示が求められている。本件処分で審査請求人に通知した変更決定通知書には基準改定としか記載されておらず、この記載では本件処分の理由を知ることはできない。

したがって、本件処分は十分な理由付記を欠く点において、法第25条第4項及び行政手続法第14条に違反して、違法である。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

### 1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

### 2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

審査請求人世帯に係る平成30年10月分の生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

### 3 理由の付記について

保護変更決定通知書に本件処分の理由として「基準改定」としか記載されていないとしても、それにより法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

### 4 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点

はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 2 年 6 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 2 年 9 月 10 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分的前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第 8 条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準を適法なものとして扱う。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分は十分な理由付記が行われておらず違法であると主張している。本件処分は、保護基準の改正に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。本件処分の保護変更決定通知書に記載された「基準改定」という理由は簡潔ではあるものの、保護基準の改定内容は、本件処分以前に告示されており、保護変更決定通知を受けた段階で本件処分の理由は明らかになることから、審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものであったとはいえ、本件処分は、行政手続法第 14 条第 1 項及び法第 25 条第 2 項において準用する法第 24 条第 4 項の要件を欠いた違法又は不当な処分とまではいえない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸